

熊本県養育医療給付に要する費用徴収実施要領

第1 徴収月額決定

母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の規定による養育医療給付に要する費用につき、同法第21条の4第1項の規定により第20条第1項に規定する養育医療を受けた未熟児又は扶養義務者から徴収する額(以下「徴収月額」という。)は、原則として当該未熟児の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、別表1の徴収基準額表に定められた徴収基準月額(以下「徴収基準月額」という。)により算定した額で決定する。ただし、当該未熟児の措置に要した費用について徴収する額は、県の支弁額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものとする。

第2 徴収月額決定の特例

- 1 A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の未熟児が、同時に別表1の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額(2による日割り計算後の額)の最も多額な未熟児以外の未熟児については、同表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- 2 入院期間が1箇月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、次の算式による日割計算によって決定する。(ただし、D14階層を除く。)

$$\begin{array}{rcc} \text{徴収基準月額} & & \text{その月の入院期間} \\ \text{又は} & \times & \hline \text{徴収基準加算月額} & & \text{その月の実日数} \end{array}$$

- 3 未熟児に民法877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、未熟児本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につきこの実施要領に定める扶養義務者の徴収月額の方法に準じて徴収月額を決定するものとする。

第3 世帯階層区分の認定

1 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に未熟児を扶養しているもののうち、当該未熟児の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。

2 認定の基礎となる用語の定義

- (1) 「未熟児の属する世帯」とは、当該未熟児と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と未熟児が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は未熟児と同一世帯に属しているものとする。
- (2) 「扶養義務者」というのは、民法(明治29年法律第89号)第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等

18歳未満の兄弟姉妹で未就業のものは、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)及びそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、未熟児と世帯を一緒にしない扶養義務者については、現に未熟児に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いをしないものとする。

(3) 「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、G2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(所得割の計算に当たっては、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。)の額をいう。

(4) 「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

ア 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

イ 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

ウ 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(5) 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

3 認定の基礎

(1) 扶養義務者、未熟児の属する世帯の構成、世帯外扶養義務者等については申請書に添付される熊本県未熟児養育医療給付事務取扱要領に基づく様式第3号の世帯調書(以下「世帯調書」という。)によって把握するものとする。

なお、必要な場合は、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員の意見を聞く等により、確認するものとする。

4 認定方法

世帯階層の認定は、扶養義務者について判定された階層区分に基づき行うものとする。

(1) 扶養義務者の階層区分の判定

扶養義務者(世帯外扶養義務者を含む。以下第3の4及び5において同じ。)のすべてについて、次により、階層区分の判定を行う。

ア 現在生活保護法による被保護者(生活扶助、医療扶助等の扶助を単給又は併給とし

て受けている者をいう。)はA階層(以下「a」という。)として判定する。

イ aとして認定される場合を除いて、当該年度において市町村民税非課税の者は、B階層(以下「b」という。)として判定する。

ウ a又はbとして判定される場合を除いて、前年分所得税が課税されていない者は、C階層(以下「c」という。)として判定する。

エ a又はbとして判定される場合を除いて、前年分所得税が課税されている者は、dとして判定する。

(2) 世帯の階層区分の認定

未熟児の扶養義務者の階層区分に応じて、未熟児の属する世帯の階層区分を認定する。扶養義務者の階層区分がaのとき、その世帯はA階層、以下同様にbのときB階層、cのときC階層、dのときD階層として認定する。ただし、2以上の異なる階層の扶養義務者がいる場合は、次の例のより世帯を確定する。

ア aとして認定された者が一人でもいるときは、その世帯はA階層として認定する。

イ aとして認定された者がいない場合dとして認定された者が一人でもいるときはD階層として認定する。

ウ a又はdとして認定された者がいない場合cとして認定された者が一人でもいるときはC階層として認定する。

エ bとして認定された者のみがいる世帯をB階層として認定する。

5 世帯階層の細区分

世帯階層の細区分については、別表1の「徴収基準額表」の「世帯階層(細)区分」の欄に定めているところであるが、C階層及びD階層については、次により世帯の細区分を行い、細区分された階層を未熟児の属する世帯階層とする。

(1) C階層については、「世帯調書」に添付されているcとして判定された扶養義務者の市町村民税状況(均等割のみか、所得割も課せられているかの状況)を明らかにして市町村長の証明書により、次のとおりC1階層又はC2階層に細区分を行う。ただし、cとして判定された扶養義務者が2人以上いて、それぞれC1階層及びC2階層に細区分される場合、C2階層として認定する。

ア C1階層…cとして判定された扶養義務者の市町村民税が、均等割のみ課税されている場合をいう。

イ C2階層…cとして判定された扶養義務者の市町村民税が、均等割及び所得割を課税されている場合をいう。

(2) D階層については、dとして判定された扶養義務者の所得税額によって、次のとおりD1階層からD14階層までに細区分を行うものとするが、所得税を課せられている扶養義務者が、未熟児の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの扶養義務者の所得税額を合算した額をもって、その世帯の所得税額とする。

所得税額		階層区分
15,000円以下		D1階層
15,001～	40,000円	D2 "
40,001～	70,000円	D3 "
70,001～	183,000円	D4 "
183,001～	403,000円	D5 "
403,001～	703,000円	D6 "

703,001~1,078,000円	D7	〃
1,078,001~1,632,000円	D8	〃
1,632,001~2,303,000円	D9	〃
2,303,001~3,117,000円	D10	〃
3,117,001~4,173,000円	D11	〃
4,173,001~5,334,000円	D12	〃
5,334,001~6,674,000円	D13	〃
6,674,001円以上	D14	〃

6 再認定

養育医療の給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者所得税額等に変動の生じた場合は、原則として、申請者の届出に基づき確認のうえ、変動の生じた日の属する月の翌月から適用して再認定を行うものとする。

- (1) 扶養義務者、未熟児の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の届出のないかぎり、各月行う必要はない。
- (2) 所得税額等の変動の有無についての調査確認は、A階層については、各月の初日に行う必要があるが、B、C、D階層については、各月行う必要はない。

第4 徴収

徴収は、原則として未熟児の属する世帯の扶養義務者に対して行い、その世帯に属する扶養義務者がいない場合のみ世帯外扶養義務者に対して行うものとする。

徴収月額は、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)に従い、原則として診療日の属する月の末日ごとに納入告知書を発行し、これを徴収すること。この場合において当該未熟児の扶養義務者に対し、当該医療の給付に要した費用も併せて通知すること。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年10月1日から施行し、改正後の熊本県養育医療の給付に要する費用の徴収実施要領は、昭和62年10月支払分の医療費の給付に要する費用から適用する。

附 則

この要領は、昭和63年5月1日から施行し、改正後の熊本県養育医療の給付に要する費用の徴収実施要領は、昭和63年5月支払分の医療費の給付に要する費用から適用する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行し、改正後の熊本県養育医療の給付に要する費用の徴収実施要領は、平成2年4月支払分の医療費の給付に要する費用から適用する。

附 則

この要領は、平成9年10月8日から施行し、改正後の熊本県養育医療の給付に要する費用の徴収実施要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年3月30日から施行し、改正後の熊本県養育医療の給付に要する費用の徴収実施要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。